

福岡県立柏陵高等学校 同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の振興及び発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本会は、福岡県立柏陵高等学校同窓会と称し、その本部を福岡県立柏陵高等学校内に置く。
- (1) 正会員 福岡県立柏陵高等学校の卒業生
 - (2) 準会員 福岡県立柏陵高等学校の在校生
 - (3) 特別会員 福岡県立柏陵高等学校の職員及び旧職員
- 第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次のことを行う。
- (1) 総会の開催
 - (2) 同窓会会員名簿の発行
 - (3) 正会員・準会員・特別会員の慶弔
 - (4) 母校事業の後援
 - (5) その他本会の目的達成のための適当な事業

第 2 章 役 員

- 第4条 本会は次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2～3名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 2名
 - (5) 会計監査 2名
 - (6) 常任理事 若干名
 - (7) 評議員 各卒業年次3名
 - (8) 幹事 各クラス2名
 - (9) 名誉会長 学校長
 - (10) 必要に応じ顧問若干名
- 第5条 役員の任期は2ケ年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた時は補充する。ただし、任期はその前任者の残任期間とする。
- 第6条 役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理、代行する。
 - (3) 書記は、本会の議事および活動内容等の記録を作成・保管する。
 - (4) 会計は、会の会計事務を分掌する。
 - (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第7条 役員を選出は次のとおりとする。
- (1) 会長、副会長、書記、会計監査は理事会で決定し、総会の承認を得る。
 - (2) 常任理事は、評議員会で互選し、理事会の承認を得る。
 - (3) 評議員は、各卒業年次の幹事の互選により、各年次3名選出する。
 - (4) 幹事は、卒業クラス毎に正会員の互選により2名選出する。
 - (5) 会計は、会長が委嘱する。
 - (6) 顧問は、理事会に図り、会長が委嘱する。

第 3 章 会 議

- 第8条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。
- (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 評議員会
 - (4) 幹事会
 - (5) 各種委員会
- 第9条 総会は、本会の最高議決機関で、年一回開催する。ただし、評議員会の決定により臨時に開催することが出来る。総会は、次の事を行う。
- (1) 会務の報告
 - (2) 決算及び予算の承認
 - (3) 役員（会長、副会長、会計監査）の承認
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他必要と認める事項
- 第10条 理事会は、会長、副会長、常任理事を以って構成し、会長がこれを招集する。理事会は、次の事を行う。
- (1) 会務の執行
 - (2) 資産の管理に関すること
 - (3) 総会附議事項の原案作成
 - (4) 決算、予算の原案作成
 - (5) 常任理事の承認
 - (6) その他必要と認める事項
- 第11条 評議員会は、評議員を以って構成し、必要に応じて会長が招集する。評議員会は、次の事を行う。
- (1) 総会附議事項の原案審議
 - (2) 常任理事の推薦
 - (3) 決算、予算の原案審議
 - (4) その他必要と認める事項の審議
- 第12条 幹事会は、幹事を以って構成し、卒業年次別の会員の連絡、調整に当る。

第13条 本会は、必要に応じて各種委員会を置くことが出来る。ただし、委員会は理事会の補助機関であり、委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。

第14条 本会の会議の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長が決定する。

第15条 災害等の発生により総会が開催できない場合には、当該年度の議案をホームページ等において閲覧できるようにするものとする。また、次回開催される直近の総会において、開催できなかった総会の議案等の審査を遡って行うものとする。なお、総会が開催できなかった当該年度の予算執行については、理事会に一任するものとする。

第 4 章 会 計

第16条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他雑収入による。ただし、会費は在校中に準会員として、母校在学期間中、正規の課程を終わるまで、毎月理事会の決定に従い終身会費を分納するものとする。

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第 5 章 附 則

第18条 本会の会則の制定、改廃は総会において承認を必要とする。

第19条 本会の会務運営に必要な細則は別に定める。

第20条 本会則は、昭和61年4月1日より発行する。

第21条 本会則は、平成26年4月1日より実施する。

第22条 本会則は、平成28年8月6日より実施する。

第23条 本会則は、令和2年7月1日より実施する。

会則運営に関する細則

第1条（会費）本会の会員は終身会費 18,000円とする。ただし、納入は入学時より準会員として毎月500円を3ケ年間積立てたものをあてる。

附 則

1 この規定は、昭和61年4月1日から適用する。

慶 弔 規 定

第1条 本会として緊急特別に慶弔の必要が生じたときは、理事会において協議のうえ決定する。

附 則

1 この規定は、昭和61年4月4日から適用する。

2 この規定は、平成28年8月6日から適用する。